

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

三種町長

## 公表日

令和4年9月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、軽自動車の所有者若しくは使用者に対し軽自動車税額を算出し賦課している。 ・住民等からの申請に基づき、軽自動車税情報から納税証明書・標識交付証明書・廃車済書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課・徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[       十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は、複数人での確認を行い、施錠できる書棚に保管することを徹底している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 岡部 衛	税務課長 金子 英人	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29の項)	番号法第19条第8号 別表第二(26、27、28、29の項)	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 金子 英人	税務課長	事後	様式変更に伴う変更
令和4年9月21日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29の項)	番号法第19条第8号 別表第二(27の項)	事後	精査による削除
令和7年2月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(27の項)	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	II しきい値の判断項目 1. 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	II しきい値の判断項目 1. 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		【○】人手を介在させる作業はない	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正のため
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、複数人での確認を行い、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	事後	様式改正のため